

無戸籍の6~15歳 142人

小中学生にあたる6~15歳で戸籍を持たない「無戸籍の子」が全国で少なくとも142人おり、文科省は8日、その実態を初めて調査した結果を発表した。就学している141人のうち生活保護を受けている世帯の子は17人(12.1%)。それに準じて生活の苦しい世帯も32人(22.7%)にのぼった。他に就学していない子が1人いた。▼34面⇨遠い行政支援

3月10日時点で法務省が地方法務局などを通じて把握できた142人(小学生相当116人、中学生相当26人)が対象。居住地がある104市区町村の教育委員会を通じて調べた。文科省は「把握できたのは一部に過ぎず、他にも相当程度いるのではないか」とみている。

調査結果によると、3月末現在で就学していなかったのは1人。家庭の事情で小1から5年間未就学が続いているが、無事

文科省調査 17人生活保護受給世帯

は確認されているという。残りの141人のうち、未就学の経験がある子は6人。期間はいずれも小1からで、7年6カ月、7年5カ月、3年、1カ月など。2人は小学校に全く通っていないかった。「生活保護を受けている」「それに準じて生活が苦しい」を合わせた計34.8%という数字は、全児童生徒の中の両者の割合15.6%の2倍を上回った。

無戸籍になる背景には、民法の「離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子と推定する」という規定がある。前夫の暴力で女性が逃げ、前夫の子になるのを避けて出生届を出せないケースなどがあるとみられる。

戸籍や住民票がなくても居住実態があれば就学は可能。文科省は、保護者が就学できないと誤解しているケースもあるとみて、無戸籍児の就学を促す通知を各教委に出した。(高浜行人)